



お申込みはこちらまで
ファクシミリ 0739-26-5820
平成のタイムカプセル申込書

◆ **申込書**

ご旅行日 (申込みご希望日)	平成	年	月	日	出発	
フリガナ						性別
お子様のお名前						
生年月日・年齢	平成	年	月	日	生まれ	()歳
フリガナ						お子様との続き柄
代表者のお名前						
住所(代表者)	〒					
連絡先(代表者)	TEL:			FAX:		
	携帯電話(当日ご連絡のつく番号):					
参加人数	人	E-mail				

参加される方全員のお名前をご記入ください。

フリガナ 申込者	年齢	住所	電話番号

【ご旅行条件書(要旨)】 ※詳細は旅行条件を記載した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認のうえ、お申し込みください。
募集型企画旅行契約 この旅行は、一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー(以下当社)と、企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット等、本ご旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と併せての確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)&及び、当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)により、旅行の**お申し込みと契約の成立時期** 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、お申込みいただきます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立していませんが、当社が予約の承諾の旨を通知した日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをいただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社は申込みはなかったものとして取り扱います。旅行契約は、電話によるお申込の場合、申込金を当社が受領したとき、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。**旅行代金のお支払い** 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に於ける日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に於ける日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。**旅行代金に含まれるもの** (1)含まれるもの 行程表に記載された交通費、体験費及び消費税が含まれております。上記費用はお客様の都合により一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。(2)含まれないもの 行程中の自由行動等と記載されている日種及び旅行中の個人的諸費用(電話代、飲料代、配送代等)、障害、疾病に関する治療費用は含まれておりません。**旅行内容の変更** 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるとの旨を御案内し、お客様にあらかじめご連絡をいたすものといたします。また、緊急の場合においてやむを得ない場合は変更いたします。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は変更いたします。お客様にあらかじめご連絡をいたすものといたします。また、緊急の場合においてやむを得ない場合は変更いたします。お客様にあらかじめご連絡をいたすものといたします。また、緊急の場合においてやむを得ない場合は変更いたします。お客様にあらかじめご連絡をいたすものといたします。**旅行代金の変更** 当社は利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に於ける日より前にお客様に通知いたします。**お支払い** お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。**取消料** 旅行契約成立後、お客様の都合により取消しになる場合、お客様の都合により取消しになる場合、取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき、お客様が暴行、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、お客様が病状、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に前送られないと認められたとき、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき、お客様の人数がパンフレット等に記載された人数に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に於ける日より前(日帰り旅行は3日目に於ける日より前)に旅行中止のご通知をいたします。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載された旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき、**添乗員の業務** 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」といいます。)を同行させて当社が必要と認める業務の全部または一部を行わせることがあります。添乗員等の業務は原則として8時から20時までとし、**当社の責任及び免責事項** 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手を代りさせた者の故意又は過失により、お客様に損害を及ぼしたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。手荷物については生じた損害につきましては、同行規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)&いたしました。お客様が次に例示するよき事由により、損害を被られた場合は、当社は原則として本項の責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらにより生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災による損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらにより生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらにより生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延、不通⑨スケジュール変更・経路変更等又はこれらにより生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮、**お客様の責任** お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害を賠償を申し受けます。お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービス内容に同意する旨、及び一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行開始後において速やかにその旨を当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めていただきます。**特別補償** 当社は当社の責任が生じないかを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外傷の事故により、その生命、身体に被った一定の損害につきましても、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー、乗船、超経量動力機(モーターボート、マイクロバイク、ウルトラバイク等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は補償金及び見舞金を支払いません。**個人情報の取扱い** 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの提供及びそれらのサービスの受領のための手段に必要範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレット等に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等でも提供することにより提供することがあります。この場合には、旅行サービス提供機関の間で必要な個人情報保護に関する契約を締結し必要な措置を講じます。旅行条件・旅行代金の基準この旅行条件は2013年9月を基準としております。また、この旅行代金は2013年9月現在の有効な運賃・規則を基準としております。**その他** 当社はかかる場合も旅行の再実施はいたしません。旅行業務取扱管理者 内野久美